

高森町青少年育成団体補助金交付要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高森町青少年育成団体補助金（以下「補助金」という。）について、高森町補助金等交付規則（平成17年高森町規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域社会において町の青少年の健全育成のため活動する団体の事業費の一部を補助することにより、青少年の健全な育成を推進することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付は、次の各号の基準をすべて満たす団体に対して行うものとする。

- (1) 1年を通して週1回以上のスポーツ若しくは文化活動または月1回以上の学習支援活動を行っていること。ただし、学校の部活動は除く。
- (2) 高森町在住の小学1年生から高校3年生の者が1名以上在籍していること。
- (3) 高森町内で活動し、営利を目的とした団体でないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次の各号に掲げるものとし、飲食費、懇親会費、関係団体への負担金、慶弔費等を目的とするものは、対象外とする。

- (1) 大会参加費
- (2) 会議費
- (3) 交通費
- (4) 保険料
- (5) 備品購入費
- (6) 通信費
- (7) 消耗品費
- (8) その他会長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第5条 1団体当たりの補助金交付額は、在籍数5名未満の団体は一律5,000円、5名以上10名未満は一律10,000円、10名以上は一律15,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、6月末までに規則第5条に定める補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 在籍者名簿（別紙3）
- (4) その他会長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 会長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、規則第6条に定める補助金交付決定通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

（指示及び報告）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、前条で交付の決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）に対し、必要な指示を行い、又は報告を求めることができる。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該年度の補助事業完了後、速やかに規則第15条に定める補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別紙4）
- (2) 収支決算書（別紙5）
- (3) その他会長が特に必要と認める書類
（補助金の確定）

第10条 会長は、第9条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、規則第16条に定める補助金確定通知書（第8号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 第10条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別紙6）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、前条の規定により確定した額を当該交付決定者に交付するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。